

令和4年度 日本学生支援機構給付奨学金 申込について（学部）

日本学生支援機構奨学金は、勉学に励む意欲及び能力を持った学生を支援するための国の制度です。希望者は、制度を理解し、当事者意識を持って手続きを行ってください。

申込み～採用までの流れ

下記の期日・期限を厳守し、申込み手続きを行ってください。

令和4年4月6日(水)～

シミレーションの確認説明動画の視聴

必ず視聴してください

令和4年4月6日(水)～
令和4年4月15(金)

願書の印刷または受領

本学ホームページより印刷もしくは所属キャンパスで受領してください

申込書類の準備

不備付属のないよう準備を整えてください

令和4年4月6日(水)～
令和4年4月22(金)

申請書類一式提出

申込書類をすべて持参の上、所属キャンパス窓口へ提出してください

書類一式提出時に【面接予約】を行い、【マイナンバー提出書類】を受領

令和4年5月6日(金)～
令和4年5月16(月)

面接

予約した面接の日時に来ない場合は出願を辞退したものとみなします

令和4年5月18日(水)
〆切

スカラネット入力

下書きを見ながら、ミスなく入力し、受付番号を控えてください

令和4年5月25日(水)
必着

マイナンバー一式郵送
簡易書留で郵送

申込入力後、一週間以内かつ必着日に届くよう、日本学生支援機構へ郵送

令和4年5月25日(水)
窓口〆切

授業料減免の認定に関する書類提出

「授業料等減免の認定に関する申請書」「振込口座届」を窓口へ提出
(申込入力後の受付番号を記入)

令和4年7月11日(月)

初回振込日・採否通知

【採用】K-SMAPYⅡでお知らせ
【不採用】7月下旬に通知を郵送

令和4年7月下旬～

採用後の手続き

採用後の手続きについて、K-SMAPYⅡでお知らせ予定

※ 制度の詳細については、「給付奨学金案内」をよく読み、理解を深めてください。

※ 採用後も年間を通して手続きがあります。大学からの連絡をこまめに確認してください。

学業成績等に係る基準

新規に申し込むためには、【1】の学業成績に係る基準を満たしている必要があります。
（【1】を満たしていても、【2】の廃止基準に当てはまる場合は、申込資格がありません。）

【1】学業成績に係る基準

学業成績に係る基準	1年次	次の1～4のいずれかに該当すること。 1.高等学校3年間の評定平均値平均が 3.5以上 2.入学試験の成績が 上位1/2以上 3.高等学校卒業程度認定試験合格者 4.「1」を満たさないが 学修計画書 にて意欲や人生設計が確認できる
	2年次以上	次の1～2のいずれかに該当すること。 1.昨年度までの 累積GPA が、所属する学部・学科等の 上位1/2以上 2. 標準単位数(1学年当たり31単位)以上 修得済かつ 学修計画書 にて意欲や人生設計が確認できる

【2】適格認定に係る基準

廃止	1 修業年限で卒業又は修了できない ことが確定したこと
	2 修得した単位数の合計数が 標準単位数の5割以下 であること。
	3 履修科目の授業への出席率が5割以下 であることその他の学修意欲が著しく低いと認められること。

※ 申込資格を満たさないが、災害・傷病その他のやむを得ない事由がある方、社会的養護を必要とする方は申し込みできる場合がありますので、面接時にご相談ください。

大学への入学時期による基準

高等学校卒業、もしくは高等学校卒業程度認定試験の受験資格取得年度および合格年度より、一定期間内に入学した人が対象です。

〈高等学校卒業の場合〉

卒業後、3年を経過していない期間に入学していること。

例：2019年3月卒業の場合 2021年4月入学…申込可 2022年4月入学…申込不可

〈高等学校卒業程度認定試験合格者の場合〉

高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から、認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人（5年を経過しても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

※その他の場合は、大学へお問い合わせください。

給付奨学生受給中の第一種奨学生の貸与月額

第一種奨学生と給付奨学生を同時に受ける場合、第一種奨学生は下表の金額になります。

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分・第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	21,700円（20,000円、30,300円）	19,200円

※すでに第一種奨学生を貸与中の場合、遡及して給付奨学生に採用されることで、振込済の第一種奨学生の返金を求められることがあります。

※休用時に第一種奨学生としての貸与が停止され、また、その他の理由により第一種奨学生としての貸与が停止された場合、第一種奨学生としての貸与が再開される場合

自宅外通学について

「自宅外通学」は、下記ア～オいずれかを満たし、かつ家賃を払う場合のみ、「自宅外通学」を選択できます。採用後に、賃貸借契約書・入寮証明書等を提出する必要があります。

- ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上かつ、交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合